

## 松前町地域福祉計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく松前町地域福祉計画（以下「本計画」という。）の策定に当たっては、本町の現状を把握し、課題等を洗い出し整理するとともに、関係する町の計画と整合性を図りながら本町が持つ特徴及び特色を考慮した上で、地域福祉の推進に資する実効性のある本計画を策定する必要があることから、豊富な専門知識やノウハウを有する事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に勘案し、最良の事業者と委託契約するために実施する公募型プロポーザル方式による事業者の選定に必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

松前町地域福祉計画策定支援業務（計画期間 令和 8 年度～令和 12 年度）

#### (2) 業務内容

「松前町地域福祉計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

#### (3) 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。

#### (4) 委託契約上限額

5,600,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（令和 6 年度 2,700,000 円、令和 7 年度 2,900,000 円）

### 3 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格は、次のとおりとする。

#### (1) 過去 5 年間に人口規模が松前町と同規模以上の自治体の地域福祉計画の策定業務の受託実績を有していること。

※アンケート調査等一部の業務のみ受託した実績は、含まない。

#### (2) 令和 5・6 年度松前町入札参加有資格業者名簿に登録され、又は企画提案書の提出期限までに登録が予定されていること。

#### (3) 策定業務の履行に当たり、技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有し、策定業務に関する技術上の一切の事項を処理する主任技術者を配置できること。

#### (4) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

#### (5) プロポーザル参加申込書の提出期限から契約相手の特定の日まで、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成 23 年松前町告示第 10 号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

#### (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

#### (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生

手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (8) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

#### 4 スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。

※「(予定)」と記載している日程は、変更する場合がある。

- (1) 公募開始  
令和6年4月23日(火) 松前町ホームページに掲載
- (2) 参加申込書及び質問書の提出期限  
令和6年5月10日(金) 17時(必着)
- (3) 質問に対する回答・参加資格確認結果通知  
令和6年5月17日(金)
- (4) 企画提案書の提出期限  
令和6年5月31日(金) 17時(必着)
- (5) プレゼンテーション審査日程の通知  
令和6年6月14日(金)
- (6) プレゼンテーション審査  
令和6年6月26日(水) (予定) ※詳細は、別途参加者に通知する。
- (7) 審査結果の通知  
令和6年7月5日(金) (予定)
- (8) 契約締結  
令和6年7月上旬頃

#### 5 参加方法

- (1) 参加申込書等の提出  
参加を希望する事業者は、次により参加申込書等を提出すること。
  - ア 提出期限 令和6年5月10日(金) 17時(必着)
  - イ 提出書類 参加申込書(様式1)、会社概要(様式2)、業務実績調書(様式3)  
業務体制表(様式4) ※様式3⇒契約書類の写し添付すること。
  - ウ 提出方法 持参(平日8時30分から17時15分までの間)又は郵送(期限必着)

(2) 質問書の提出等

ア 提出期限 令和6年5月10日(金)17時(必着)

イ 提出物 質問書(様式5)

ウ 提出方法 電子メール又はFAX

※提出後、電話で提出した旨を報告すること。

エ 回 答 令和6年5月17日(金)までに電子メールで回答する。回答は、質問者を伏せた形でプロポーザル参加者全員に行うが、公平性を保てない場合等は、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 注意事項 質問書以外で提出された質問に対しては、一切回答しない。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書は、1者1提案とし、仕様書及び企画提案書作成要領の内容を踏まえ、次により提出すること。

ア 提出期限 令和6年5月31日(金)17時(必着)

イ 提出物 企画提案書(正本1部、副本9部)、参加資格誓約書(様式6)

ウ 提出方法 持参(平日8時30分から17時15分までの間)又は郵送(期限必着)

(4) 企画提案書の取扱い

ア 松前町福祉課地域福祉係において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は訂正を求めることがある。

イ 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出期限後における提出書類の変更、差替え及び再提出は、認めない。

※審査に影響を与えない軽微なものを除く。

エ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

オ 提案を取り下げの場合は、取下書(様式7)を提出すること。また、委託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も同様とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

カ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 提出書類は、松前町情報公開条例(平成13年松前町条例第12号)に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 企画提案の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案を行った場合

ウ 手続において提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案を行った場合

(6) その他

ア プロポーザルへの参加のために提出された書類一式(以下「申込書等」という。)は、委託

候補者の選定以外の目的で使用しない。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

## 6 審査

### (1) 審査方法

ア 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。

イ 下記審査項目に基づき審査及び採点を行い、委託候補者を選定する。

審査項目		評価の視点	配点
業務実施 内容・体制	計画等の理解度	各種計画及び町の特性の理解度、業務への意欲	10
	調査内容	町の現状・特性における課題を把握しやすい内容	10
	活用方法	得られた調査結果の本計画への活用方法	10
	計画策定	国が示す内容が適切に盛り込まれており、また、町の現状・特性等を踏まえた計画策定	20
	計画構成	分かりやすい計画の構成	10
	会議運営	委員会等の適切な補助体制	10
	業務実施体制	人員配置及び組織体制	10
工程	工程の適正さ	5	
業務実績	地域福祉計画の策定支援業務の実績	10	
経費見積	別に定めた計算式により行う。見積額の適正さ。	5	

ウ 審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者を選定しないことがある。

エ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上であれば委託候補者として選定する。総得点が6割未満又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

### (2) プレゼンテーションに対する審査

ア 日程 令和6年6月26日（水）（予定）

イ 場所 松前町役場内会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、30分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの出席者は、5人までとする。

(ウ) プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること（20分以内の予定）。

(エ) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

エ 注意事項

(ア) 提出期限までに提出した企画提案書により説明を行うものとする。なお、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日までに9部提出すること。

(イ) パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターが必要な場合は、事前に申し出ること。

- (ウ) 審査に当たり、プロポーザル審査会の前日までに、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで個別に提案内容の確認を行うことがある。
- (エ) プレゼンテーションの日程は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ、令和6年6月14日（金）に電子メールで通知する。
- (オ) 企画提案が多数ある場合は、提出書類による一次審査によりプレゼンテーション実施者を選考する。当該審査で選考外となった場合は、上記(エ)と同様の方法により通知する。
- (カ) 審査会は、非公開とする。

(3) 評価が同点となった場合の措置

審査委員による採点の合計が同点となった場合は、審査委員で協議して順位を決定する。

(4) 審査結果

審査結果は、令和6年7月5日（金）に参加者全員へ文書で通知する（予定）。

※審査結果に関する問合せ及び異議申立ては、一切受け付けません。

## 7 失格事項

本プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 所定の提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった者
- (2) プレゼンテーションに出席しなかった者
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

## 8 契約

(1) 契約締結の協議

選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成するため、企画提案書の提案内容や金額を一部変更する場合があります。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約の締結

協議の上、決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書の提出を願い、上限額の範囲内であることを確認して、契約を締結する。

(3) 契約締結時期

令和6年7月上旬を予定。

## 9 その他

提案書に記載した配置予定技術者等の担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得た上で変更することができる。

## 10 申込書等の提出先・問合せ先

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場 保健福祉部 福祉課 地域福祉係

TEL:089-985-4232 FAX:089-984-8951

E-mail : 155chiiki-f@town.masaki.lg.jp